

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年3月22日付け、耕第931号で行った公文書一部開示決定（以下、「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和4年3月3日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、令和○年○月中旬以降、耕地課が改良区から提出させた書類一式に関する開示請求を行った。その後、令和4年3月10日付けで、請求内容を、「指導班から出された報告徴求文章及び改良区から出てきた報告文章の令和○年○月中旬以降分」とする補正を行った。
- 2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、令和○年○月中旬以降、耕地課土地改良指導班が（土地）改良区から出させた書類一式と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和4年3月22日付けで審査請求人に通知した。
- 3 本件処分において実施機関が掲げた非開示の部分及び理由は、次のとおりであった。
 - （1）非開示の部分
特定の個人・団体を特定する部分、預金先の情報及び検査・指導監督に係る書類
 - （2）理由
一般的に、法人の内部管理に関する情報または経営管理に関する情報であって、公にすることで対象となる法人の社会的地位が損なわれると認められる情報を含み得るおそれがあることから、条例第7条第3号に規定する非開示情報に該当する。また、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、条例第7条第6号に規定する非開示情報に該当する。
- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年3月31日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和4年8月19日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

非開示部分には公共施設の名前が入っている。その他非開示の部分一式は非開示となるものではない。〇〇土地改良区については、〇〇市の場合、組合員の年会費を税金で賄っている。金額にして、年数千万円にもなる。また、補助金として、〇〇町、〇〇市、〇〇市等を通して、県からお金が出ている。職員もみなし公務員となるので、自治体と同じ組織の扱いになると考える。開示しない理由はない。我々国民には、仕事のチェックする機能はある。民間とは違い、競争を自治体を守るような団体ではない。そのため、開示しないのは、理解できないので、開示をされたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第3号及び第6号イ該当性について

本件処分の対象文書は、当該法人に関する決算関係書類であり、団体の運営状況、収支決算状況が記載されており、法人の内部管理に関する情報、事業活動に関する情報であり、法人名が特定できるおそれのある部分（地域の特定等を含む。）については、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当する。また、決算関係書類には、法人の資金借入先、預金先の情報が記載されており、金融機関名は、専ら当該法人独自の戦略ないし経営のノウハウに関わるものである。他方、金融機関にとって、取引先の情報は、企業経営のノウハウに関わる情報である。したがって、本件対象文書が公にされた場合には、競争上の地位にある他の企業にとって、今後の経営戦略の展開に不当に有利に働き、当該法人及び金融機関が不利益を受けるおそれがある。このため、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当する。

請求のあった公文書のうち非開示文書は、県が検査、指導監督のために土地改良区から徴求した書類であり、県の検査における対応や方針、着眼点、指摘事項等及び法人における措置状況に関する情報である。監査対象者に、県の検査方針等が明らかになることは、事前に検査対策が図られる可能性があるなど、当該検査業務及び今後の同種の検査業務の公正、円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるものに該当する。

また、法人における措置状況に関する情報は、法人の内部管理に関する情報、事

業活動に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当する。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例は、公文書の開示義務等について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～二 略

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

四～五 略

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ～ホ 略

3 非開示条項該当性の具体的な検討について

実施機関が非開示とした情報が、上記2で示した、条例で定める非開示情報に該当するか否かについて具体的に検討する。

なお、本件処分に関係する土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき地域の関係農業者によって組織され、農業用排水施設の整備、

区画整理等の土地改良事業を行う法人であり、その運営において、土地基盤整備と農業水利施設の適切な維持管理を行うものである。土地改良区的意思決定は、総組合員による総会（総代会）によって行われ、総会を通じて、運営に関する情報共有が行われている。

（１）条例第７条第３号該当性について

審査請求のあった公文書は、法人の決算関係書類及び県が法人の検査及び指導監督のために徴求した文書である。決算関係書類においては、法人の運営状況及び収支決算状況の詳細が記載されている。この記載内容は、法人の内部管理に関する情報及び事業活動に関する情報であるため、法人名が特定できるおそれのある情報については、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められる。また、県が徴求した文書には、県の検査及び指導監督に関する内容及び土地改良区の措置状況等が記載されている。この記載内容についても、法人の内部管理に関する情報及び事業活動に関する情報であるため、同様に当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、非開示とされた情報のうち、公共施設の名称については開示が相当であるとの主張をしているが、法人の事業が地域と密接な関連性を有することを考慮すれば、公共施設の名称が法人の特定につながるものが想定されるため、その主張を採用することはできない。

加えて、当該公文書には、法人の資金借入先、預金先及びそれぞれの金額が記載されており、金額については開示されている。取引先である金融機関の名称は、法人独自の戦略ないし経営のノウハウに関する情報である。また、当該金融機関にとっても、法人との取引情報は、経営戦略や営業努力の結果を示す情報であって、経営のノウハウに関わる情報である。したがって、これらの情報が公にされた場合には、法人及び金融機関それぞれと競争上の地位にある他の企業にとって、今後の経営戦略の展開に不当に有利に働き、そのことを通じて当該法人及び金融機関が不利益を受けるおそれがある。このため、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため、条例第７条第３号に該当するものと認められる。

（２）条例第７条第６号イ該当性について

請求のあった公文書は、上記（１）のとおり、県が検査、指導監督のために土地改良区から徴求した文書であり、その記載内容に関しては、県の検査における対応や方針、着眼点、指摘事項等及び法人における措置状況に関する情報である。

これらの県の検査方針等が明らかになることは、事前に検査対策が図られる可能性があるなど、当該検査業務及び今後の同種の検査業務の公正、円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。また、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。したがって、事務の適正な遂行の確保に支障を及ぼす

おそれがあるものとして、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

4 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

なお、当審査会においては、非開示とされた公文書の内容を検分し、その適否を審査する必要があるため、実施機関においては、処分時に特定した公文書を審査開始時に全て提出されるよう配慮願いたい。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 8 月 1 9 日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年10月24日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和4年11月28日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和4年12月23日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和5年 1 月 2 6 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和5年 2 月 2 8 日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和5年 5 月 1 9 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
木 下 和 朗	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※ 本件事案については、第一部会において審議を行った。